

平成23年11月24日

「石油価格報告機関に関する報告書」の公表について

IEA、IEF、OPEC及びIOSCOからG20財務大臣へ提出された
「石油価格報告機関に関する報告書」が公表されました。

1. 背景

本報告書は、平成22年11月のG20ソウル・サミット文書において、IEF、IEA、OPEC及びIOSCO（証券監督者国際機構）に対して、石油価格報告機関に関する報告書を作成するよう要請がなされたこと（参考）を受けて、上記4機関が協働して作成したもの。

（参考）G20ソウル・サミット文書（平成22年11月）仮訳抜粋

61. IEF, IEA, OPEC 及び証券監督者国際機構（IOSCO）に対し、2011年4月の財務大臣会合までに、石油現物市場価格の石油価格報告機関による評価方法、及びそれが石油市場の透明性及び機能に与える影響について共同報告を作成するよう要請する。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/seoul2010/document.html>

2. 報告書の概要

- （1）石油価格報告機関とは、石油の現物又はデリバティブ取引における価格を分析し公表する民間の出版社。例えば、プラッツ社、アーガス社、アイシス社等が該当。価格算定方法は多様。同一ベンチマーク価格間での比較においても差異が存在。
- （2）当該機関の利用者は、当該機関の機能を概ね評価。一方において、一部の利用者は、当該機関の市場への影響力が大きいこと、価格誤算定を是正する主体が不在であること等について懸念を表明。
- （3）当該機関の規制については、必要性を指摘する意見が多数を占めたが、規制主体に関する意見は拡散。当該機関自身も、不公正取引を排除するための取組を行っているが、取引の全体像を把握することが困難であるため、その取組は限定的。

３．報告書本文

ＩＥＡ、ＩＥＦ、ＯＰＥＣ及びＩＯＳＣＯからＧ２０財務大臣へ提出された
「石油価格報告機関に関する報告書」

<http://www.g20.org/Documents2011/11/IOs%20Report%20on%20PRA%20Report.pdf>

（本資料のお問い合わせ先）

商務情報政策局商務流通グループ

商取引・消費経済政策課課長 石崎 隆 （担当者：中野、忍岡）

電話：０３－３５０１－１５１１（内線 ４２１１）

０３－３５０１－６６８３（直通）